

1 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に係る省令の基準と条例で定める基準の比較

条例で定める内容は、省令で示された「従うべき基準」については、一部を除き、それぞれの基準に準じ、同内容とし、「参酌すべき基準」についても一部を除き、同内容とする。

	省 令	条 例	内 容	基準の類型	
総則	第5条	第5条	家庭的保育事業者等の一般原則	参酌	
	第6条	第6条	保育所等との連携	従う	
	第7条	第7条	家庭的保育事業者等と非常災害対策	参酌	
	第8条	第8条	家庭的保育事業者等の職員の一般的要件	参酌	
	第9条	第9条	家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等	参酌	
	第10条	第10条	他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準	従う・参酌	
	第11条	第11条	利用乳幼児を平等に取り扱う原則	従う	
	第12条	第12条	虐待等の禁止	従う	
	第13条	第13条	懲戒に係る権限の濫用禁止	従う	
	第14条	第14条	衛生管理等	参酌	
	第15条	第15条	食事	従う	
	第16条	第16条	食事の提供の特例	従う	
	第17条	第17条	利用乳幼児及び職員の健康診断	参酌	
	第18条	第18条	家庭的保育事業所等内部の規程	参酌	
	第19条	第19条	家庭的保育事業所等に備える帳簿	参酌	
	第20条	第20条	秘密保持等	従う	
	第21条	第21条	苦情への対応	参酌	
	家庭的保育事業	第22条	第23条	設備の基準	従う・参酌
		第23条	第24条	職員	従う
		第24条	第25条	保育時間	参酌
		第25条	第26条	保育の内容	従う
第26条		第27条	保護者との連絡	参酌	
小規模保育事業	通則	第27条	第28条	小規模保育事業の区分	従う
		第28条	第29条	設備の基準	従う・参酌
	A型	第29条	第30条	職員	従う
		第30条	第31条	準用	従う・参酌
		第31条	第32条	職員	従う
	B型	第32条	第33条	準用	従う・参酌
		第33条	第34条	設備の基準	従う・参酌

	型	第 34 条	第 35 条	職員	従う
		第 35 条	第 36 条	利用定員	従う
		第 36 条	第 37 条	準用	従う・参酌
居宅訪問型保育事業	第 37 条	第 38 条	居宅訪問型保育事業	従う	
	第 38 条	第 39 条	設備及び備品	参酌	
	第 39 条	第 40 条	職員	従う	
	第 40 条	第 41 条	居宅訪問型保育連携施設	従う	
	第 41 条	第 42 条	準用	従う・参酌	
事業所内保育事業	第 42 条	第 43 条	利用定員の設定	参酌	
	第 43 条	第 44 条	設備の基準	従う・参酌	
	第 44 条	第 45 条	職員	従う	
	第 45 条	第 46 条	連携施設に関する特例	従う	
	第 46 条	第 47 条	準用	従う・参酌	
	第 47 条	第 48 条	職員	従う	
	第 48 条	第 49 条	準用	従う・参酌	
附則	第 2 条	第 2 条	食事の提供の経過措置	従う	
	第 3 条	第 3 条	連携施設に関する経過措置	従う	
	第 4 条	第 4 条	小規模保育事業 B 型等に関する経過措置	従う	
	第 5 条	第 5 条	利用定員に関する経過措置	従う	

* 省令：家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

2 基準設定の考え方

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を条例で定めるに当たり、省令で定められている基準に基づいて、本市における認可保育所の運営実態を基本とし、検討した結果、下記のとおり定めた独自基準を除き、省令で定められている基準を本市の基準とすることが妥当であると判断したため、同内容の基準を条例において定めるものとする。

※独自基準

省 令	条 例	内 容
	第 5 条第 3 項	「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」，「芦屋市暴力団排除条例」等の趣旨を考慮し，家庭的保育事業者等の一般原則として，①役員が暴力団員でないこと。②家庭的保育事業者等が暴力団密接関係者でないこと。を加える。
第 7 条	第 7 条	①非常災害に際しての対応を明確にするため，

		非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならないこと。②非常災害に備えるため、救出その他必要な訓練を行わなければならないことを加える。
	第9条第3項	職員の計画的な育成に努めるため、研修の実施計画を策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことを加える。
	第22条	利用乳幼児が安心して家庭的保育事業所等を利用できる体制の確保に努めるため、家庭的保育事業者等は、日常的に関係行政機関、医療機関等と相互に連携を図りながら、適切にその業務を行うことを加える。
第29条第2項 第31条第2項 第44条第2項 第47条第2項	第30条第2項 第32条第2項 第45条第2項 第48条第2項	保育士又は保育従事者の数については、本市における認可保育所の運営実態に準じ、次に定める人数を基に算定することとした。 ① 1・2歳児 おおむね5人につき1人 ② 3歳児 おおむね15人につき1人 ③ 4・5歳児 おおむね20人につき1人